

## 長野県児童虐待・DV防止対策及び女性支援連絡協議会設置要綱

### (趣旨)

第1条 本県における、次条に掲げる支援等に係る関係機関等による連携強化等を目的として、長野県児童虐待・DV防止対策及び女性支援連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

### (支援等)

第1条の2 前条に規定する支援等は、次に掲げるものとする。

- (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項に規定する要保護児童（同法第31条第4項に規定する延長者及び同法第33条第10項に規定する保護延長者を含む。以下同じ。）の適切な保護又は同条第5項に規定する要支援児童若しくは同項に規定する特定妊婦への適切な支援を図ること
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力の防止及び同条第2項に規定する被害者の保護を図ること
- (3) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)第2条に規定する困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うこと

### (所掌事項)

第2条 連絡協議会は、次の事項を所掌する。

- (1) 児童虐待、配偶者からの暴力問題及び困難な問題を抱える女性への支援に対する理解の促進及び啓発
- (2) 要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への支援における関係機関の連携強化、情報の交換及び協議
- (3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護における関係機関の連携強化、情報の交換及び協議
- (4) 困難な問題を抱える女性への支援における関係機関の連携強化、情報の交換及び協議
- (5) 前各号に掲げるもののほか、連絡協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること

### (構成)

第3条 連絡協議会は、別紙1に掲げる機関及び団体等によって構成する。連絡協議会の会長は、長野県県民文化部こども若者局長が務める。

- 2 連絡協議会に、別紙2に掲げる分科会を設置する。
- 3 分科会は、必要に応じて部会を設置することができる。

### (法的位置付け)

第4条 児童虐待防止に関する分科会は、児童福祉法第25条の2の規定に基づく要保護児童対策地域協議会とする。

- 2 児童福祉法第25条の2第4項に基づく要保護児童対策地域協議会の調整機関は、長

野川県民文化部こども若者局こども・家庭課児童相談・養育支援室とする。

- 3 DV被害者及び困難な問題を抱える女性支援に関する分科会は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第5条の2の規定に基づく協議会及び困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第15条の規定に基づく支援調整会議とする。

(守秘義務)

第5条 連絡協議会を構成する各機関・団体等及びその職員・構成員又はその職にあった者は、正当な理由がなく、連絡協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(会議)

第6条 会長は、必要に応じ連絡協議会の全体会議を開催する。

(事務局)

第7条 連絡協議会の事務局は、長野県県民文化部こども若者局こども・家庭課児童相談・養育支援室に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、連絡協議会において別途定める。

附 則 この要綱は、平成18年11月27日から実施する。

附 則 この要綱は、平成19年6月4日から実施する。

附 則 この要綱は、平成20年6月10日から実施する。

附 則 この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則 この要綱は、平成22年3月9日から実施する。

附 則 この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則 この要綱は、平成23年3月10日から実施する。

附 則 この要綱は、平成26年6月3日から実施する。

附 則 この要綱は、平成27年7月27日から実施する。

附 則 この要綱は、令和2年8月20日から実施する。

附 則 この要綱は、令和3年6月14日から実施する。

附 則 この要綱は、令和7年1月20日から実施する。

(別紙1)

長野県児童虐待・DV防止対策及び女性支援連絡協議会 構成機関

団体	長野県市長会	
	長野県町村会	
	長野県医師会	
	長野県歯科医師会	
	長野県看護協会	
	長野県助産師会	
	長野県社会福祉協議会	
	長野県民生委員児童委員協議会連合会	
	長野県人権擁護委員連合会	
	長野県母子生活支援施設連盟	
	長野県児童福祉施設連盟	
	長野県子どもを虐待から守る会民間ネットワーク	
	国	長野地方検察庁(捜査官室)
長野地方法務局(人権擁護課)		
東京出入国在留管理局長野出張所		
日本司法支援センター長野地方事務所(法テラス長野)		
県	県民文化部	県民政策課
		人権・男女共同参画課 (性暴力被害者支援センター りんどうハートながの)
		男女共同参画センター
		子ども若者局
	こども・家庭課	
	こども・家庭課児童相談・養育支援室 (にんしんSOSながの)	
	中央児童相談所	
	女性相談支援センター	
	健康福祉部	地域福祉課
		保健・疾病対策課
		障がい者支援課
		保健福祉事務所
	産業労働部	労働雇用課
	建設部	建築住宅課公営住宅室
	教育委員会事務局	教育政策課
		心の支援課
警察本部	生活安全部 人身安全・少年課	
圏域	圏域地域支援ネットワーク会議構成機関・団体等(事務局 保健福祉事務所福祉課)	

(別紙2)

分科会	協議事項	構成員
<p>児童虐待防止に関する分科会 (要保護児童対策地域協議会)</p>	<p>○児童虐待の発生予防のための施策等の推進 ○児童虐待の早期発見・早期対応のための施策等の推進 ○児童虐待を受けた子どもの保護及び支援並びに保護者支援等の推進 ○児童虐待防止意識啓発の推進</p>	<p>長野県医師会 長野県歯科医師会 長野県看護協会 長野県助産師会 長野県社会福祉協議会 長野県民生委員児童委員協議会連合会 長野県母子生活支援施設連盟 長野県児童福祉施設連盟 長野県子どもを虐待から守る会民間ネットワーク 県民文化部こども若者局 次世代サポート課 <u>こども・家庭課児童相談・養育支援室</u> (にんしんSOSながの) 中央児童相談所 健康福祉部 地域福祉課 保健・疾病対策課 障がい者支援課 保健福祉事務所 教育委員会事務局 教育政策課 警察本部 生活安全部 人身安全・少年課 圏域地域支援ネットワーク会議 (構成機関・団体等) (事務局:保健福祉事務所福祉課)</p>
<p>DV被害者及び困難な問題を抱える女性支援に関する分科会 (協議会、支援調整会議)</p>	<p>○DV防止基本計画の推進 ○DV被害者及びその子どもの保護に関する連携、支援内容 ○DV防止意識啓発の推進 ○困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画の推進 ○困難な問題を抱える女性への支援に関する連携、支援内容</p>	<p>長野県社会福祉協議会 長野県母子生活支援施設連盟 長野県児童福祉施設連盟 日本司法支援センター長野地方事務所 (法テラス長野) 県民文化部 県民政策課 人権・男女共同参画課 (性暴力被害者支援センター りんどうハートながの) 男女共同参画センター こども若者局 次世代サポート課 こども・家庭課 <u>こども・家庭課児童相談・養育支援室</u> (にんしんSOSながの) 中央児童相談所 女性相談支援センター 健康福祉部 地域福祉課 保健・疾病対策課 障がい者支援課 保健福祉事務所 産業労働部 労働雇用課 建設部 建築住宅課公営住宅室 教育委員会事務局 心の支援課 警察本部 生活安全部 人身安全・少年課 圏域地域支援ネットワーク会議 (構成機関・団体等) (事務局:保健福祉事務所福祉課)</p>

\*アンダーラインは、分科会事務局